



1 計画策定の趣旨と背景

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 28 年の合計特殊出生率は 1.44 となっています。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けており、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き社会全体で子ども・子育て支援を推進していくことが求められています。

国では、少子化対策を総合的に進めるため平成 15 年に「次世代育成支援対策推進法」を制定しました。次世代を担う子どもたちの育成を支援するためのさまざまな事業を展開してきましたが、依然として出生数の減少が続いていたことから、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援制度が構築されました。

また、平成 28 年 6 月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「希望出生率 1.8」の実現に向け、若者の雇用安定・待遇改善、多様な保育サービスの充実、働き方改革の推進、希望する教育を受けることを阻む制約の克服などの対応策を講じていく方針が掲げられ、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」（平成 30 年 6 月閣議決定）において、具体的な取り組みが示されました。

そのなかで、重要な取り組みの 1 つとして掲げられた「幼児教育・保育の無償化」については、実施するための根拠法となる「改正子ども・子育て支援法」が令和元年 5 月に国会で可決・成立し、令和元年 10 月から実施されることとなりました。幼児教育・保育の無償化は、幼児教育の負担軽減を図ることで、すべての子どもたちに質の高い教育の機会を保障し、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的としています。

本市では、これまで平成 27 年 3 月に「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を策定し、子ども子育てに関する取り組みを総合的に推進してきました。

このたび、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」が、令和元年度で計画期間が満了となることに伴い、近年の社会潮流や本市の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 2 期）」を策定しました。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。平成 27 年 3 月に策定された「小郡市子ども・子育て支援事業計画（第 1 期）」を引き継ぎ、上位計画である「第 5 次小郡市総合振興計画」や、その他関連計画との整合性を図りながら、子ども・子育て支援にかかる取り組みをまとめた計画として策定します。

また、平成 26 年 1 月施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「対策推進法」という。）に基づき、平成 26 年 8 月に国が「子どもの貧困対策に関する大綱」を定めており、令和元年 6 月には改正対策推進法が成立しました。改正対策推進法第 4 条の規定に基づく子どもの貧困対策に関し、本計画の中で定めます。

さらに、平成 30 年 9 月には、文部科学省より「新・放課後子ども総合プラン」についての通知が示されており、この中で、市町村においても求められる役割があるため、本計画の中で定めていきます。

※根拠法令：

「子ども・子育て支援法第 61 条」

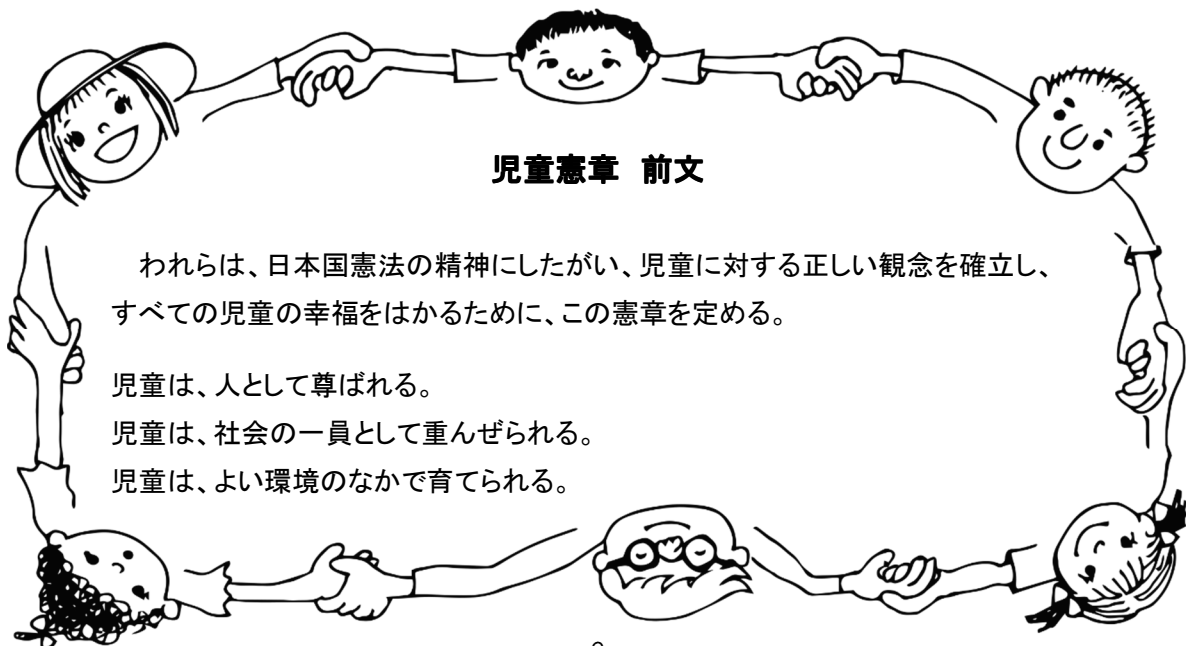
（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律第 4 条」

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。計画の最終年度である令和6年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。

(年度)

H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	
2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
第1期計画		小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期） （本計画）								
							評価・次期計画策定		次期計画（令和7年度～）	

4 計画策定において踏まえるべき社会的背景

(1) SDGs : 「Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標」

世界が抱える問題を解決し、持続可能な社会をつくるための17の目標と169のターゲットとして、2015年国連で採択されました。貧困問題、気候変動や生物多様性、エネルギーなど、持続可能な社会をつくるために取り組むべきビジョンや課題が網羅されており、地域社会においても活用が求められています。

●SDGs ロゴマーク



●子ども・子育て分野と関連する目標

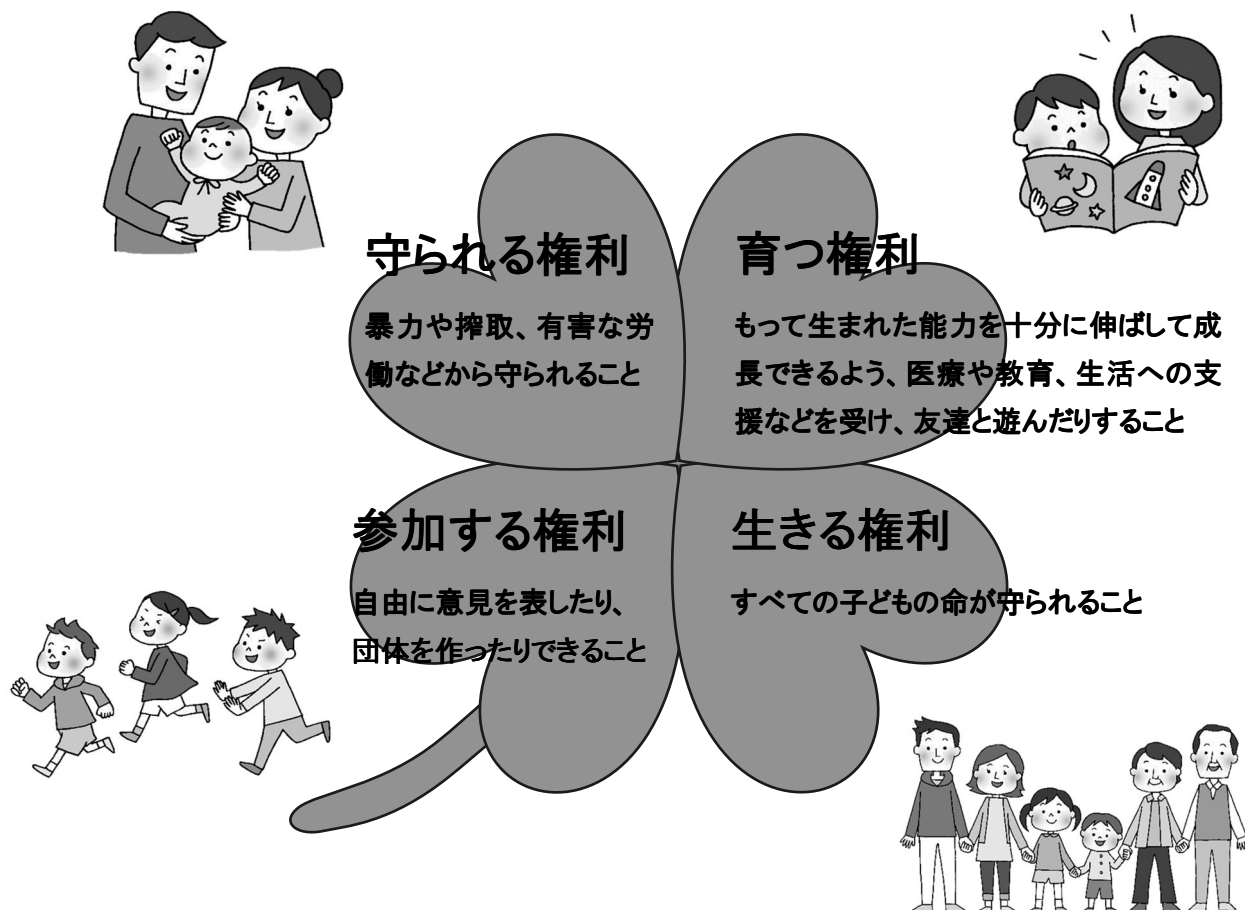
目標	内容（原文より引用）
目標1 貧困	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2 飢餓	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を推進する。
目標3 保健	あらゆる年齢すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標5 ジェンダー	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う。
目標10 不平等	国内及び各国家間の不平等を是正する。
目標11 持続可能な都市	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。

(2) 子どもを取り巻く現状

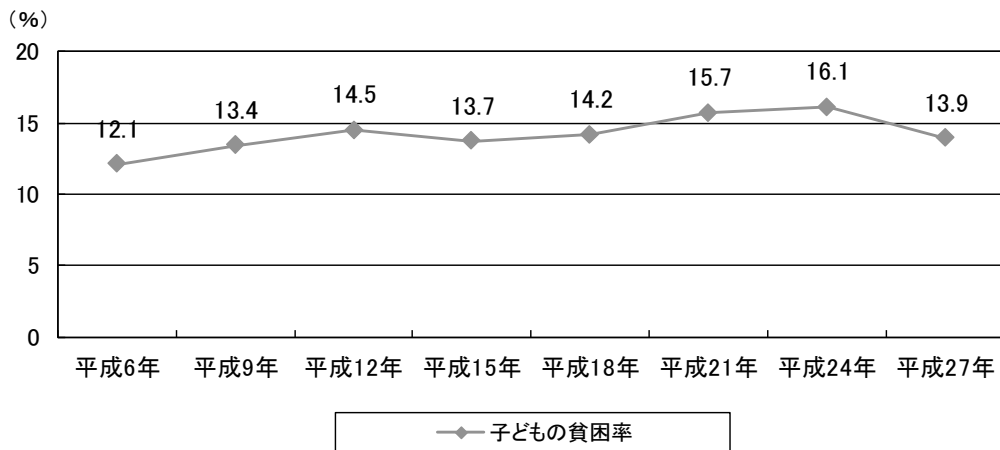
国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、平成26年1月に施行されました。そして、この法律の規定に基づき、子どもの貧困対策に関する基本的な方針並びに子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた当面の重点施策などをとりまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」が同年8月に閣議決定されました。さらに、令和元年6月、議員提出による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第41号)が成立しました。この法律では、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの現在及び将来に対して子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。これを踏まえて行政は、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもの最善の利益を優先考慮し適切な支援を包括的かつ早期に講じていくことが求められています。

福岡県においては、平成28年に「福岡県子どもの貧困対策推進計画」が策定され、計画に基づいた取り組みが進められています。

児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)より、
子どもの権利は大きく分けて4つあります。



<子どもの貧困率の推移（全国）>



資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

子どもの貧困対策においては、その日食べるものにも困り、衣服や住居も満足なものではない「絶対的」貧困世帯に加え、その人が住んでいる社会、時代において、通常行われる習慣や行為が経済的な理由から行えない「相対的」貧困世帯の子どものための対策を推進することを目的としています。

一般的に貧困といった場合、発展途上国などの最低限度の衣食住も満たされていない状態を思い起こし、現在においても生活保護制度などで対策が進められていますが、相対的貧困については、一定の収入はあるため、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、子どもの学習塾代や部活動・クラブにかかる費用、大学進学資金などが準備できず、貧困世帯の子どもの夢や希望をあきらめざるを得ない状況が発生しています。

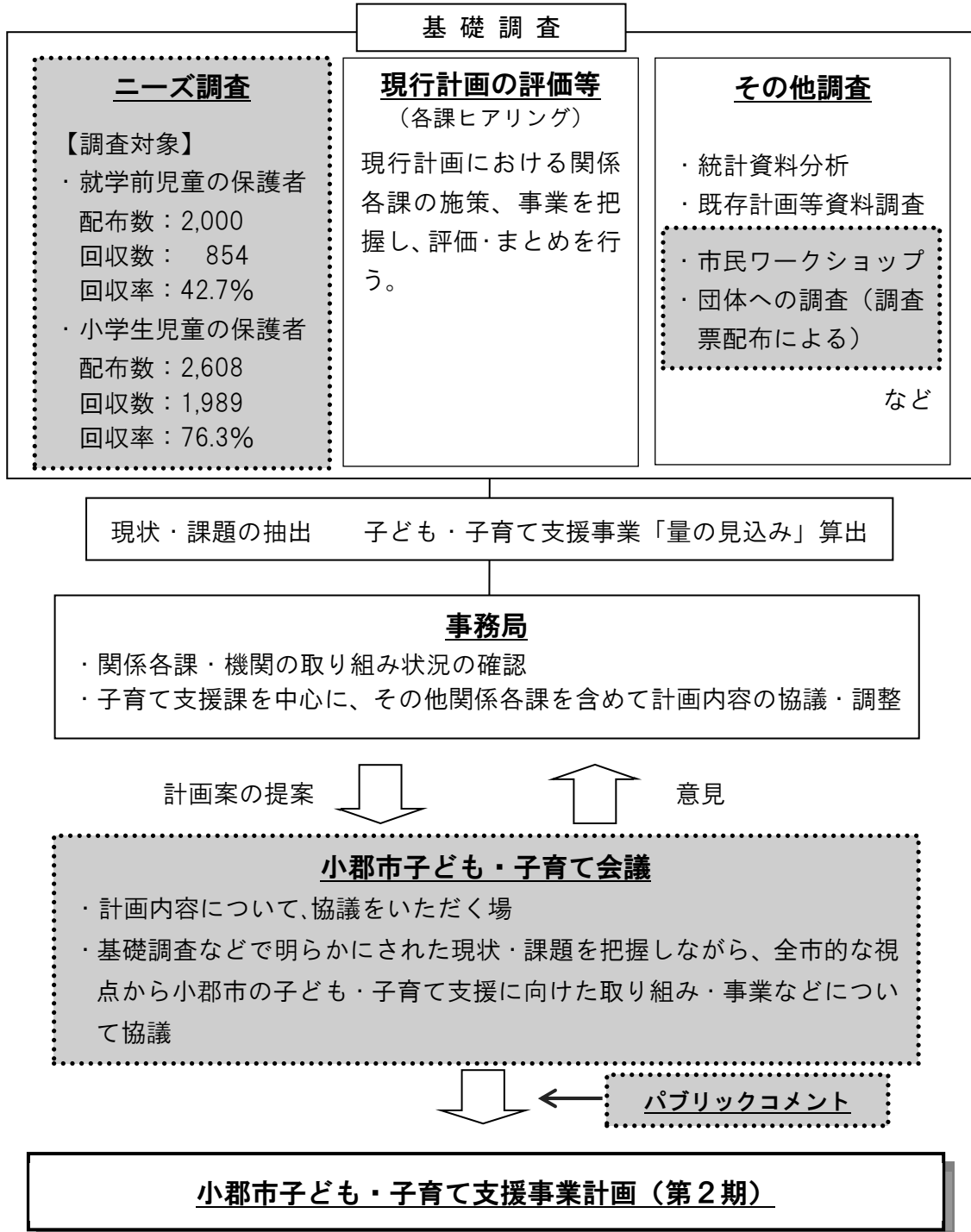
国民生活基礎調査（厚生労働省）では、平成27年時点で日本の子どもの13.9%（およそ7人に1人）が相対的貧困状態に置かれているということが明らかにされました。

※相対的貧困率とは

国民生活基礎調査における相対的貧困率は、一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料などを除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）しか得ていない人の割合をいいます。貧困線とは、等価可処分所得の中央値の半分の額をいいます。これらの算出方法は、OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づきます。子どもの貧困率とは、相対的貧困の状態にある子ども（18歳未満）の割合を指します。

5 計画の策定体制と方法

本計画の策定にあたっては、小郡市子ども・子育て会議を設置し、有識者や教育・保育の関係者、市民などの意見を踏まえ検討・策定しました。



※ は、住民参加による策定プロセスを示す